明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（五七）　二
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（五八）　三
〔省　令〕
○オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令（文部科学六）　三
○就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則及び高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令（同七）　四
〔告　示〕
○クラスター弾に関する条約のサントメ・プリンシペ民主共和国による批准に関する件（外務八五）　四
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のカーボベルデ共和国等による批准に関する件（同八六）　四
○キルギス共和国における気候及び災害リスクに対する児童の強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八七）　四
○キルギス共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同八八）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（同八九）　四
○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（厚生労働八七）　四
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産六一九）　四
○保安林の指定をする件（同六二〇～六二三）　四
○保安林の指定を解除する件（同六二四～六三〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通四一三、四一四）　四
○運輸審議会から答申があった件（同四一五）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四一六～四一八）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同四一九）　四
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
内閣　財務省　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　五
〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和二年一月）（実績）（内閣府）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生、承認援助関係　七
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（政令第五七号）（法務省）

一　不動産登記令の一部改正関係

1　賃借権の設定の登記の申請をする場合において、建物が配偶者居住権の登記のある建物であるときは、賃借権の設定の登記の登記名義人となる者に当該建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めの登記がある場合を除き、当該建物の所有者が当該登記名義人となる者に当該建物の使用又は収益をさせることを承諾したことを証する当該所有者が作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないこととした。（第七条、別表関係）

2　配偶者居住権の設定の登記の申請をする場合には、不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）第八一条の二各号に掲げる登記事項をも申請情報の内容とすることとし、かつ、登記原因を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないこととした。（第三条、第七条、別表関係）

3　その他所要の規定の整備をすることとした。

二　都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正関係

1　新建物についての登記の申請の特例の対象に、借家権の設定その他の登記を追加することとした。（第七条関係）

2　1の借家権の設定その他の登記においては、登記原因及びその日付として、権利変換前の当該借家権に係る登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。）並びに都市再開発法（昭和